

関係各位

福岡県知事
(商工部商工政策課)



人権・同和問題に関する研修の取組について（依頼）

貴団体におかれましては、日頃から本県商工行政の推進に御協力頂き深く感謝申し上げます。

本県では、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権啓発に関する取組を推進しているところです。

企業は、社会を構成する一員として、人権をはじめ環境や法令遵守など様々な分野において、「企業の社会的責任(CSR)」を果たすことが求められており、なかでも、人権尊重の理念に沿った企業活動を行っていくことは、社会に信頼される企業として持続的に発展していくための重要な要件となっております。

貴団体におかれましては、今後も、会員企業及び職員を対象とした人権・同和問題に関する研修を推進していただきますとともに、会員企業自らが主催する研修の取組についても、あらゆる機会を捉え奨励していただきますようよろしくお願いいたします。

特に本県では「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行し、県として部落差別解消の必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう取り組んでいます。このような中、令和2年度に発生した特定の地域が同和地区であると指摘する差別事案は、人としての尊厳を著しく傷つけるものであり、決して許されないものです。つきましては、部落差別のない社会の実現に向け、会員企業及び職員に対する研修の積極的な取組をお願いいたします。

また、残念ながら、一部の企業において、依然として採用選考の過程で不適正な事象が見受けられるところです。職業選択の自由、就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立は大変重要です。別添1の公正採用選考に関するチラシを御活用いただき、引き続き公正採用に向けた会員企業への働き掛けをよろしくお願いいたします。

※県では、同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修について、別添2のとおり、講師団講師あつせん事業を行っております。研修の実施に当たっては、当事業も御活用いただきますようお願いいたします。

各企業採用選考御担当者 様

福 岡 県
福 岡 労 働 局
公共職業安定所(ハローワーク)

公正採用選考に関するチラシの活用について

福岡県、福岡労働局及びハローワークでは、求職者の就職の機会均等を確保するために、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考を推進しており、このための資料として公正採用選考に関するチラシを作成しております。

公正な採用選考のルールについては、企業・求職者の双方が十分に理解していただく必要があります。

採用選考の場において、公正採用選考についての認識を双方で確認するため、以下の取組を参考にこのチラシを御活用いただきますようお願いします。

<取組のイメージ>

【STEP 1】採用面接や就職説明会の時にチラシ「公正な採用選考について」を求職者に配付
※このチラシは、下記ホームページからもダウンロードできます。

【STEP 2】チラシを使って公正な採用選考について説明

【STEP 3】求職者に対して、自社が公正な採用選考を行う考えを表明

【STEP 4】企業と求職者の双方が公正な採用選考について理解した上で、面接を実施

<参考>

県ホームページ「公正採用選考」

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kouseisaiyou.html>



福岡県
「公正採用選考」

公正な採用選考について

採用選考は、応募者の基本的な人権を尊重すること、応募者の適性・能力のみを基準として行うことが大切です。

面接でこのようなことを聞かれたこと(聞いたこと)はありませんか？

兄弟は何人いるの？ 保護者のお仕事は？ 愛読書は？ 尊敬する人物は？

以下の①～⑪を応募用紙(エントリーシートを含む)に記載させる、面接時において尋ねる、作文を課すなどによって把握することや、⑫～⑭を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

本人に責任のない 事項の把握

- ①「本籍・出生地」
- ②「家族」(職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など)
- ③住宅状況(間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など)
- ④「生活環境・家庭環境など」に関する事

本来自由であるべき 事項の把握

(思想信条にかかわること)

- ⑤「宗教」 ⑥「支持政党」 ⑦「人生観・生活信条など」
- ⑧「尊敬する人物」 ⑨「思想」
- ⑩「労働組合(加入状況や活動歴など)」
- 「学生運動など社会運動」に関する事
- ⑪「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関する事

不適切な選考方法

- ⑫「身元調査など」の実施
- ⑬「全国高等学校統一用紙及び厚生労働省履歴書様式例に基づかない事項を含んだ応募書類(社用紙)」の使用
- ⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

※インターネット上の応募者個人のSNSには、平成11年労働省告示第141号指針において、原則として収集してはならないとされている情報が含まれている可能性があります。また、ここに記載したものに限らず、差別につながる事項に気をつけてください。

就職活動中の 皆さまへ

上記に該当するような不適切な書類の記入を求められたり、不適切な質問をされた場合は、最寄りのハローワーク(中学生・高校生の方は学校)に相談してください。

企業の皆さまへ

応募者の人権を尊重した「公正な採用選考」を行ってください。

※「公正な採用選考」の基本は、①応募者に広く門戸を開くこと、②本人のもつ適性・能力以外のことを採用基準にしないということです。

※応募者の個人情報の収集については、法律及び指針において収集してはならない個人情報が定められており、これらの個人情報を応募書類や面接等で尋ねることは、職業安定法第5条の5に抵触する違法行為につながります。

福岡県では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。

福岡県ホームページ「公正採用選考」
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kouseisaiyou.html>



福岡県
「公正採用選考」

厚生労働省においても「公正採用選考」解説動画がインターネット上で公開されています。

<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/document.html#video02>

※「公正採用 動画」で検索することによっても閲覧可能です。



厚生労働省
「公正採用選考」解説動画



求職者等の個人情報の収集についての規定

就職試験を受験する際に提出する書類には、応募者の個人情報が記載されています。求職者等の個人情報の取扱いについては、職業安定法及び同法に基づく指針で規定されています。

職業安定法(抄) — 求職者等の個人情報の取扱い —

第5条の5 公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、特定募集情報等提供事業者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者(中略)は、それぞれ、その業務に関し、求職者、労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報(以下この条において「求職者等の個人情報」という。)を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、厚生労働省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

指針(平成11年労働省告示第141号)(抄)

第5 求職者等の個人情報の取扱いに関する事項(法第5条の5)

1 個人情報の収集、保管及び使用

(2)職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、特定募集情報等提供事業者、労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、当該目的を明らかにして個人情報(注)を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ 思想及び信条

ハ 労働組合への加入状況

(注)「求職者等の個人情報」のこと。

違反したときは

- 違反行為をした場合は、職業安定法に基づく行政指導や改善命令等の対象となる場合があります。
- 改善命令に違反した場合は、罰則(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)が科せられる場合もあります。

○部落差別のない社会を目指して

福岡県では、部落差別の撤廃に取り組んでいます。しかしながら、従来の差別発言や差別落書きに加え、インターネット上での差別書き込みや電子版「部落地名総鑑」などの新たな部落差別事象が発生しています。また、H28年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

これらのことから、H31年には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。私たちの力で、部落差別のない社会の実現を目指しましょう。

○公正採用選考の必要性について

採用選考の際に、企業独自の様式の履歴書やインターネット上のエントリーシート等を使用し、「本籍」や「過去の病歴」など、仕事に対する適性や能力に関係のない項目について記入させることは、これらの事項を尋ねられたくない応募者に対して精神的な圧迫や苦痛を与えたり、そのために本人が面接で実力を発揮できなかったりする場合があります。結果としてその人を排除することにつながります。就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、同和問題(部落差別)等の正しい理解と認識のもと、差別のない公正な採用・選考を行うことが必要です。

講師団講師あっせん事業

福岡県は、国、市町村、企業、地域などで行われる同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、講師団講師あっせん事業を実施しています。

講師団講師あっせん事業とは、国、市町村、企業、地域などの求めに応じて、講師をあっせんするものです。

講師団講師は、同和問題に係る啓発・研修講師団とその他の人権問題に係る啓発・研修講師団があり、それぞれ学識経験者、企業、行政など幅広いジャンルの講師で構成しています。

【費用負担について】

企業、地域などが行う研修に講師団講師をあっせんした場合の謝金・旅費については、福岡県が負担します。

【利用方法等について】

講師団講師あっせん事業の概要や利用方法等を掲載した研修情報誌「すばる」を作成しています。

県のホームページにも掲載していますので、御参照ください。

(ホームページアドレス) <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>

企業や業界団体等が講師団講師あっせん事業を活用して研修を実施した場合は、福岡県入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目の人権・同和問題啓発研修の対象となります。

詳しくは、福岡県ホームページから「人権・同和問題啓発研修」を検索してください。

問い合わせ先

福岡県福祉労働部

人権・同和对策局調整課

電話 092-643-3325

ファクシ 092-643-3326



人権・同和問題に係る 研修への講師あっせん 制度をご存じですか

福岡県では、国・市町村・企業・地域などで行われる同和問題をはじめとする様々な人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業」を実施しております。

講師団講師あっせん事業とは、国・市町村・企業・地域などの依頼に応じて、知事が選任した講師をあっせんするものです。

企業・地域からの依頼については、講師に対する謝金・交通費は福岡県で負担します。

人権・同和問題の啓発に携わられている皆様におかれましては、人権・同和問題研修会の実施、指導者の育成など、平素から人権・同和問題への理解と啓発の推進にご尽力されていることに感謝を申し上げます。

企業・地域において、特に人権・同和問題の啓発を担当されている方の中には、人権・同和問題の研修を行いたいけど、どうしたらいいのだろう。知識もあまりないし、と困っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

福岡県では、企業・地域の啓発担当者の方のために、この「講師団講師のあっせん事業」を紹介し、ご活用していただくことにより、人権・同和問題の啓発に役立てていただきたいと考えております。

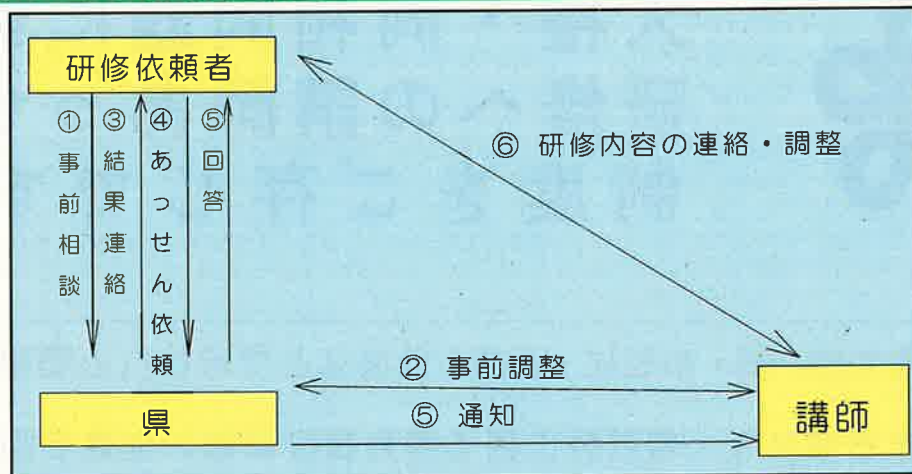
人権・同和問題研修に関してお困りの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談、ご活用いただければ幸いです。

詳しい講師の依頼手続き等については、裏面をご参照ください。



ヒューマン博士
(福岡県の人権啓発
キャラクター)

1. 講師あっせん依頼手続き



- (1) 研修の計画（日時・場所・研修内容など）が決まりましたら、講師団情報誌「すばる」に掲載された講師団講師名簿の中からご希望の講師を2～3名選び、「すばる」表紙裏面に記載の「講師団講師あっせん依頼 事前相談票」に必要事項を記入の上、提出してください。（研修日の60日前ぐらいを目処にお願いします。）
なお、「すばる」は福岡県庁ホームページからダウンロードすることができます。

・ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryō/subaru.html>



（すばる掲載 HP）

- (2) 講師と調整した後、依頼者にご連絡しますので、あっせん依頼書（様式第1号）に必要事項を記入の上、研修日の40日前までに人権・同和対策局調整課まで提出してください。

2. 経費負担

企業・地域などが行う研修に講師をあっせんした際の講師への謝金・交通費については、福岡県が支払います。国及び市町村主催の研修については、主催者の負担となります。

なお、企業・地域などが行う研修であっても、「介護員等養成研修」の謝金・交通費については、主催者の負担となりますので、ご注意ください。「介護員等養成研修」の範囲は、「福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん要領（国及び市町村等）」を参照ください。

3. ご利用に関して

県では講師名簿・プロフィール等を掲載した講師団情報誌「すばる」を作成しております。手続きに必要な書類も掲載しております。

ご利用の際は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 管理係

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3324（ダイヤルイン）

FAX：092-643-3326